

たまり場事業の資料

目 次

6. 半田市	1
22. 東海市	12

半田市地域ふれあい施設事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の高齢者や子供達が自由に気軽に利用し、家に閉じこもりがちな高齢者及びひとり暮らしの高齢者が外出する機会となり、地域の人たちの交流を深めるとともに介護予防事業を行う拠点施設（以下「地域ふれあい施設」という。）を地域が設置する際の建設費及び管理運営費に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象施設の基準)

第2条 補助金の交付対象となる地域ふれあい施設は、前条の目的に合致する施設で、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 設置に関し地域住民の要望があること。
- (2) 施設の規模は、利用予定者数、介護予防事業設備等を考慮して、小規模地域密着型で効率的な運営ができるものと認められるものであること。
- (3) 小学校区を単位とし、地域の特性、地理的条件を考慮したうえで、市長が必要と認めるものであること。
- (4) 周辺に市が設置した類似施設がないこと。
- (5) 地域ふれあい施設として設置から30年以上使用できることが書面により確約されていること。

(管理及び運営)

第3条 地域ふれあい施設の管理及び運営は、当該地域ふれあい施設を設置する自治区、コミュニティ、老人クラブ、ボランティア等で組織された団体であって、市長が認めたものにより行うものとする。

(事前協議)

第4条 新たに地域ふれあい施設を設置することにより、当該地域ふれあい施設の建設に要する費用（増改築費及び備品の購入費を含む。）の補助金（以下「建設費補助金」という。）及び管理運営に要する費用の補助金（以下「管理運営費補助金」という。）の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項について市長と事前に協議しなければならない。

- (1) 設置についての地元住民の要望、協力及び負担
- (2) 建設費の収支計画

- (3) 施設の規模及び設備の内容
- (4) 施設の建設費及び管理運営費
- (5) 設置準備会及び運営委員会等の組織づくり
- (6) 開館日及び開館時間
- (7) 施設の名称
- (8) 管理運営費補助金の交付期間終了後の自主運営体制
- (9) その他市長が必要と認める事項

(補助金の額及び交付期間)

第5条 市長は、地域ふれあい施設に要する費用のうち、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度として、補助金を交付する。

- (1) 建設費補助金 予算の範囲内で市長が定める金額
- (2) 管理運営費補助金 1月あたり70,000円

2 前項第2号の補助金の交付期間は、支給開始から5年以内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、建設費については地域ふれあい施設事業建設費補助金交付申請書(様式第1)、管理運営費については地域ふれあい施設事業管理運営費補助金交付申請書(様式第2)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 事業費算出内訳書及び設計図書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付することができる。

2 市長は、補助金の交付決定をしたときは、決定の内容及び付した条件を速やかに地域ふれあい施設事業補助金交付決定通知書(様式3)により申請した者に通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に着手したときは、速やかに市長に着手届(様式第4)を提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、建設費補助金については地域ふれあい施設事業建設費補助金実績報告書（様式第5）、管理運営費補助金については地域ふれあい施設事業管理運営費補助金実績報告書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 補助事業者が、補助金を請求しようとするときは、請求書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

- 2 建設費補助金は、補助事業が完了した後に交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 3 運営管理費補助金は、概算払により交付するものとする。

（関係書類等の整備）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収支を整理記帳し、証拠書類帳簿等を整理し、5年間保管しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱及び補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金交付に関して不正の行為があったとき。

（その他）

第12条 この要綱で定めのない事項で、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に第5条第1項第2号に規定する管理運営費補助金を受けている団体に対する当該補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行日から平成29年3月までに、第5条第1項第2号に規定する管理運営費補助金の交付決定を受けた団体に係る当該補助金の交付は第5条第2項の規定にかかわらず、平成34年3月分までとする。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

半田市長 殿

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

印

年度地域ふれあい施設事業建設費補助金交付申請書

半田市地域ふれあい施設事業補助金交付要綱に基づく建設費補助金を下記のとおり申請します。

記

補助金申請額

円

添付書類

1. 事業計画書
2. 事業費算出内訳書
3. 収支予算書
4. 設計図書
5. その他市長が必要と認める書類

様式第2（第6条関係）

年 月 日

半田市長 殿

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

印

年度地域ふれあい施設事業管理運営費補助金交付申請書

半田市地域ふれあい施設事業補助金交付要綱に基づく管理運営費補助金を下記のとおり申請
します。

記

補助金申請額

円

添付書類

1. 事業計画書
2. 事業費算出内訳書

様式第3（第7条関係）

年 月 日

殿

半田市長

印

年度地域ふれあい施設事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金については、半田市地域ふれあい施設事業補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり決定いたします。

記

1. 事業名

2. 補助金額 金 円

3. 補助条件

様式第4（第8条関係）

年 月 日

半田市長 殿

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

印

着 手 届

半田市地域ふれあい施設事業補助金交付要綱に基づく着手届を下記のとおり提出します。

記

1. 事 業 名

2. 事 業 場 所

3. 事業開始年月日 年 月 日

様式第5（第8条関係）

年 月 日

半田市長 殿

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

印

年度地域ふれあい施設事業建設費補助金実績報告書

年 月 日付け、第 号で補助金の交付決定を受けた下記事業を実施したので半田
市地域ふれあい施設事業補助金交付要綱第8条の規定により報告いたします。

記

事 業 名

補助金額

円

添付書類

1. 事業実績報告書
2. 事業費清算書
3. 収支決算書
4. 整備事業の竣工写真
5. その他事業の完了及び事業費の確定を確認するために必要な書類

様式第6（第8条関係）

年 月 日

半田市長 殿

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

印

年度地域ふれあい施設事業管理運営費補助金実績報告書

年 月 日付け、第 号で補助金の交付決定を受けた下記事業を実施したので半田
市地域ふれあい施設事業補助金交付要綱第8条の規定により報告いたします。

記

事 業 名

補助金額

円

添付書類

1. 事業実績報告書
2. 収支決算書

様式第7（第9条関係）

年 月 日

半田市長 殿

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

印

請 求 書

半田市地域ふれあい施設事業補助金交付要綱に基づく請求書を下記のとおり提出します。

記

金 _____ 円

1. 事 業 名

2. 事 業 場 所

3. 事業完了年月日 年 月 日

平成27年度東海市地域支えあい体制づくり事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東海市地域支えあい体制づくり事業に基づくモデル事業として、市内で隣保活動、高齢者福祉に資する活動等別表に定める事業（以下「地域支えあい活動」という。）を実施する登録団体に対し、交付金を支給することにより、当該団体の活動の活性化及び負担の軽減を図るとともに、高齢者の見守り、交流・健康づくり、生きがい創出、生活支援等の地域福祉活動が実践されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(対象団体)

第2条 交付金の支給の対象となる団体は、地域支えあい活動を実施する東海市地域支えあい活動登録団体（以下「対象団体」という。）とする。

(交付金の額)

第3条 交付金は、予算で定める額の範囲内で、対象団体に対し、別表に定める交付金額を支給するものとする。

(交付金の使途)

第4条 交付金は、地域支えあい活動の活動費に充てるものとする。

(交付金の支給申請)

第5条 対象団体を代表する者（以下「代表者」という。）は、交付金の支給を受けようとするときは、地域支えあい活動を開始する日までに交付金支給申請書に事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。

(交付金の支給の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の額を決定し、その旨を代表者に通知するとともに、通知後その代表者からの請求に基づき支払うものとする。なお、支払は、請求書の受付をした日から30日以内に行うものとする。

(実績報告)

第7条 代表者は、当該年度の末日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出ができないときは、実績（見込）報告書を提出しなければならない。

2 前項ただし書の規定により実績（見込）報告書を提出した代表者は、その内容に従い地域支えあい活動を完了したときを除き、当該年度終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

（交付金の返還）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した交付金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は支給決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第1条、第3条関係）

事業		交付金額
(1)	隣保活動等による地域の見守り	事業の実施に要する額（その額が30万円を超える場合は、30万円）
(2)	ボランティア等による日常生活の援助	
(3)	サロンの実施等による外出の機会及び住民同士の交流の場の創出	
(4)	市長が認める地域の高齢者福祉に資する活動	